



岳南食肉センター
 岳南食肉センターは、市内天間へ昭和四十年十一月から工費一億八〇〇万円で建設がすすめられていたもので、県下最大の規模をほこるものです。運営は岳南食肉センター組合（富士市、富士宮市、芝川町）が行ない、操業は今春四月から行なう予定です。

富士市開発公社

公共用地の確保

さる一月十七日、鷹岡公民館で開かれた富士市議会臨時会で、財団法人「富士市開発公社」を近く発足することを議決しました。

開発公社は、新都市開発と近代化を推進するため、市と一体になって各種の公共用地を確保し、市勢の発展と市民の福祉増進を目的に設立されたものです。設立資金は五〇〇万円で、民間の出資は受け付けず、独立採算を原則としています。

運営には、理事長（市長）副理事長（市議会議長）常務理事（助役）が各一名、理事が二名、監事一名があたり、取得した用地は市または公的機関に売却し、収益は見込んでいません。

当面の事業として、新庁舎を中心とする都市センターをつくるため、行政センター用地として三三〇〇平方メートル、ビジネスセンター用地として三三〇〇平方メートルの土地買取を行なうとともに、周辺の道路網を整備するため、都市計画街路の臨港富士線（二四九〇〇平方メートル）富士吉原線（三七七〇〇平方メートル）田子の浦臨港線（四八六四〇平方メートル）の用地を取得していくことになっていきます。また、住宅を充実していくため、公営住宅の建設用地、公社分譲住宅地の取得も行ないます。

庁舎用地や都市計画街路などを

岩本山と石坂 …市営住宅… 入居者を募集

石坂団地と岩本山団地に建設中の市営住宅六〇戸が、二月中旬に完成する予定です。入居希望者の募集を行ないます。なお、入居できるのは四月上旬の予定です。

- 受け付け期間
昭和四十二年二月六日から二月十五日まで
- 受け付け場所
吉原、富士、鷹岡各分館住宅課
- 住宅の構造
▽石坂団地（中層耐火四階）・第一種（二四戸）六畳、四畳半、三畳、台所、風呂置場 第二種（一六戸）六畳、四畳半、台所、風呂置場
▽岩本山団地（簡易耐火二階）・第一種（八戸）六畳、四畳半、三畳、台所、風呂置場
第二種（二二戸）六畳、四畳半、台所、風呂置場
- 家賃と敷金
▽家賃・石坂団地一種五〇〇〇円位、二種四五〇〇円位、岩本山団地一種四八〇〇円位、二種四〇〇〇円位
▽敷金はいずれも家賃の三か月分
- 入居の資格
・同居する親族があるひと・家族全員の収入を扶養親族一人につき二〇〇〇円を控除した額が第一種が二〇〇〇〇円から三六〇〇〇円、第二種が二〇〇〇〇円以下のひと・市内に住んでいるひとまたは市内に勤務しているひと



贈与税の申告を お忘れなく

2月1日
3月15日

一月一日から三月十五日まで、贈与税の申告期間です。贈与税は、個人から家や土地などの不動産や株券、また現金、貴金属などをもらったり、財産を時価より安い値段で譲り受けたときにかかるもので、次のようなものがあげられます。

- ①個人から家、土地、株券など不動産や動産を譲り受けたとき②地上権、営業権、特許権など経済価値のある権利を譲り受けたとき③他人が保険料を支払っていた生命保険

金を受け取ったとき④他人が掛金をしていた定期金を受け取ったとき⑤借金を棒引きしてもらったり、肩がわりしてもらったとき⑥財産を時価より安く譲り受けたとき⑦親の土地や家を妻または子どもに名義を変えたとき⑧夫が妻の名義で株券を買ったとき

贈与税は、生きていてひとから財産を譲り受けると、そのひとが死亡したときにかかる相続税がなくなりますが、このため財産を生きている間に譲り受けたひとと、死亡したあと譲り受けたひとと

の間で税金が不公平にならないように設けられたものです。ところが、財産の贈与は、親子とか夫婦の間で行なわれることが多いため、贈与税がかかることになり、そのひとが死亡し、申告することを忘れていたひとが多いようです。申告をしないと、無申告加算税がかかりますから財産を譲り受けたひと

は、この期間に忘れずに申告しましょう。なお、贈与額の基礎控除額は四十万円ですが、四十一年度の税法改正で夫婦の間で贈与された財産のうち次の場合は、基礎控除に先だって百六十万円を限度として配偶者控除を受けることができます。

- ①夫婦の婚姻期間が二十五年以上である②贈与財産が居住用の不動産、またはそれを取得するための金銭である③贈与を受けた年の翌年三月三十一日までに④により得た居住用不動産を、贈与を受けたひとが現実に居住用として使い、その後も引き続き居住する見込みである

※贈与税についてくわしいことは富士市税務署（富士市本市場）へお問い合わせください。

まわり道

2月初旬
3月25日

建設省では、二月初旬から三月二十五日まで、国道一号線の市内本市場から藤原地先、および青島から津田地先の路面補修工事を行ないます。このため午前七時から午後五時まで上り車両（沼津方面行き）は通行止めとなり、市道、県道がまわり道になります。なお、工事の進行状況により、まわり道に変動がありますから、現地を通行するときは注意してください。

